2025年度(令和7年度) 第2回 藤沢市ケアラー支援協議会 次第

日 時 2025年(令和7年)7月1日(火) 10時30分から正午まで 会 場 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室及びオンライン

- 1 開 会(5分10:30~10:35)※()内は、目安時間
- (1)開会
- (2)資料等の確認
- (3)委員の出席状況確認
- (4)前回議事録の確認
- 2 議 題(45分10:35~11:50)
- (1)第1回協議会の確認について
- (2)【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)について
- (3)ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について
- (4)その他
- 3 閉 会(10分11:50~12:00)
- (1)事務連絡
- (2)閉会

<資料等>

資料1 2025 年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等名簿

資料2 2025年度(令和7年度)第1回藤沢市ケアラー支援協議会議事要旨(案)

資料3 協議会と計画について(第1回協議会のおさらい)

資料4【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)

【次回開催】

日 時 2025年(令和7年)8月5日(火) 10時30分から正午まで

会 場 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室及びオンライン

以上

2025年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等 名簿

<委員>

No.	氏名(敬称略)	選 出 母 体 等	選出区分 【規則第5条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会	
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	
3	深見 勝弘	藤沢市障がい児者ヘルパー事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会	 関係機関及び民間支援団体
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会	に属する者
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 CSW総括	
8	松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会『絆会』	
12	樅山 枝里	ひとりやないで!~統合失調症の親と向き合う子向け家族会~	ケアラーまたは元ケアラー
13	中澤 美子	チャレンジⅡご家族向け日中活動事業	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

<オブザーバー>

No.	氏 名	所 属
1	井出 猛	福祉部 福祉事務所 兼 生活援護課
2	田口 真由美	福祉部 障がい者支援課
3	山中 信正	福祉部 高齢者支援課
4	黒坂 稔之	教育部 教育指導課

<事務局>

氏 名	所 属 等
古郡 亘幸	福祉部長
横田 隆一	
髙橋 伸明	
宮治 亮子	
木村 雄介	福祉部 地域福祉推進課
上村 光代	11111111111111111111111111111111111111
鎌田 実	
高比良 幸加梨	
鎌田 雄太	
鈴木 憲二郎	福祉部 福祉総務課
	古郡 亘幸 横田 隆一 高橋 伸明 宮治 亮子 木村 雄介 上村 光代 鎌田 実 高比良 幸加梨 鎌田 雄太

11	飯田 達彦	福祉部 福祉総務課
12	鶴井 真保	子ども青少年部 こども家庭センター
13	中村 佳奈	健康医療部 保健予防課
14	吉澤 宏直	経済部 産業労働課
15	髙瀬 有希	教育部 教育総務課

2025年度(令和7年度) 第1回 藤沢市ケアラー支援協議会 議事要旨(案)

I.開催概要

- 1 **開催日時** 2025年(令和7年)5月19日(月) 午後4時30分~午後6時30分
- 2 開催場所 藤沢市役所本庁舎6階 6-1会議室
- 3 開 会※()内は、目安時間
- (1)委嘱式(2分)
- (2)市長挨拶(3分)
- (3)資料等の確認(2分)
- (4)委員及び事務局等自己紹介(20分)
- (5)会長及び副会長の選出(8分)
- 4 議 題 ※()内は、目安時間
 - (1)市からの報告事項(15分_17:05~17:20)
 - ア 条例及び協議会について【資料1】【資料2】(7分)
 - イ 令和7年度年間スケジュールについて【資料3】(3分)
 - ウ 質疑応答(5分)
 - (2)情報交換について(50分_17:20~18:07)
 - ア (仮称)ケアラー支援計画について【資料4】【資料5】(5分)
 - イ 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について 【資料6】(7分)
 - ウ 意見交換(35分)
 - (3) その他(4分 18:07~18:11)
- 5 閉 会(1分_18:11~18:15)
 - •事務連絡

Ⅱ.会議の概要(議事要旨)

1 開会

事務局の司会進行のもと、委嘱式、鈴木市長挨拶、資料確認、欠席者、委員及び事務局等自己紹介、会長及び副会長の選出を行った。

2 議題

議題(1)市からの報告事項

- ア 条例及び協議会について
- イ 令和7年度年間スケジュールについて 《資料 1~3について事務局より説明》

ウ 質疑応答

○質問1【伊草委員】

ヤングケアラーと若者ケアラーの違いは明確になっているのか。

○回答1【事務局】

条例において、ヤングケアラーにつきましては、18 歳未満を指し、若者ケアラーは、18 歳からおおむね 40 歳に達するまで方と定義している。

○質問2【伊草委員】

若者のケアラーという中で、働いている方と働いてない方がいるが、違いは どうなのか。

○回答2【事務局】

条例の第2条にビジネスケアラーというものがある。ケアラー自身も仕事を している方をいう。

議題(2)情報交換について

ア (仮称)ケアラー支援計画について

《資料4~5について事務局より説明》

≪質疑応答≫

○質問1【山田委員】

鎌倉市の資料は事業の掲載が中心であり、モニタリングが必要かどうかを 検討していると思われる。藤沢市に関する情報をより詳しく知りたい。

○回答1【事務局】

藤沢市の取り組みにおいては、事業を単に羅列するのではなく、市の責務、市民、事業者、関係機関、学校などの役割を具現化するための市の体制構築を重視している。具体的な記述を通じて、市の計画を進める際に、既存のケアサービスやケアラー向けの事業などを整理し、参考資料としてまとめることをめざしている。

また、ケアラー支援計画において、各課の事業計画の中に様々なケアラーに関する内容が記載されており、進捗管理も各計画内で行われている。

○質問2【山田委員】

さきほどの計画としては 2 年だが、基本の計画として令和 8 年度から令和 11 年度の計画になるという理解でよろしいか。

○回答2【事務局】

その通り。例えば調査等、情報集約していき、具体的な政策を計画していく イメージで、具体的な記載内容については、未定。

イ 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について

《資料6について事務局より説明》

ウ 意見交換

【青木会長】

当事者のご家族の立場からは、情報収集が難しいことや必要な情報が何か、実際の体験談などを共有し、他の委員にも意見を求めたい。

【中澤委員】

30年前、息子が20歳の時に脳炎となり、命をとりとめたものの様々な症状が出て、それを高次脳機能障がいと知るのは、後のことになる。

家庭では症状に対応することに追われ、行政等の支援を求め出向くことが 困難であった。今、チャレンジⅡに参加し、このかかわりにくい障がいについて の支援と家族のあり方について理解と学び直しをしている。

【青木会長】

今、関わっている方々は、以前と比べ情報が取りやすい環境か。

【中澤委員】

スマートフォンなどのデジタルツールがある中で、情報は入手可能だが、自ら行動することが重要であると感じ、チャレンジⅡでの経験を貴重なものと考えている。他の家族も当事者と家族の将来についての困難に直面しており、自らの経験を通じて共感を覚えている。

【青木会長】

高次脳機能障がいは見えにくいため、当事者のご家族は本当に大変である。 若い世代はツールを活用し情報を取得しやすいが、年齢の高い介護ケアラー の中には情報が届きにくいという課題もある。

【中澤委員】

息子とともに月1回、障がい児とその家族に絵本を読む会を8年ほど続けました。重い障がいがある妹に付き添う小学生の男の子からの手紙に「いつもありがとう、妹と母をよろしくお願いします」とあり、日々どれほどの思いを抱えているのだろうかと、胸が痛くなりました。

【伊草委員】

資料の中で、中高生のケアラーが「相談しても状況が変わるとは思わない」

と述べたことに共感し、自らも妻の病気で相談先が見つからず苦しんだ経験を持つ。保健所から若年性認知症の家族会の存在を知り、参加した結果、自身が助けられたことが印象深く残っている。家族会の重要性を強く感じ、相談できる場があれば自分も助けられると考えている。絆会の会員からは、改善に向けた意見や話を期待されており、具体的な話し合いが進む際には協力する意向を示している。

【青木会長】

同じ立場の人々のネットワークを活用して、相談しても解決しない場合、情報共有が重要であると考えられる。

【大西委員】

高齢者支援の中で、ビジネスケアラーや若者ケアラーと接する機会がある。 アンケートはヤングケアラーに焦点を当てているが、若者ケアラーやビジネスケアラーも多数存在すると考えられる。自身も介護を気にしながら仕事をする世代であり、ケアラーの範囲が広いため整理が必要であり、考え方も異なる可能性があると感じている。

【山田委員】

当事業所では、15歳以上の発達障がいの知的障がいを抱える方の相談を受けている。知的障がいを持つ方が多く、鬱症状や脅迫的な行動によって家族に影響を及ぼすケースもある。閉鎖的な状況で家族を支配しようとする行動や、死をほのめかす行動も見られる。これらの状況に陥ると、関わりを持つことに自信を失い、恐怖や高いストレスを感じることもある。基本的な関わり方として、家族以外の人との交流を通じて社会性を養うことを重視している。

当事業所では、過去に否定的な人間関係を経験した方々に対して、どう肯定的に関わっていくかが重要視されている。相談者が「話しても仕方がない」と感じる状況においても、コミュニケーションを大切にし、顔を見に行ったり、カードゲームを通じて関係性を築く取り組みを行ったりしている。社会でのコミュニケーションが難しい中、他者との関わりを大切にし、家族以外との交流やサポートに注力している。

多くの相談者は、自身がケアラーであるという自覚を持っておらず、家族としてのケアが当たり前と考えているケースが多い。ケアラー条例や計画を通じて、ケアラーが他人事ではなく自分事として認識されるようになれば、自身もケアラーであることに気づきやすくなること期待したい。

【大慈委員】

訪問看護師として、ケアラーの支援範囲や自身の役割について悩んでいる。 訪問看護師は家庭に入りやすい立場であり、SOS を察知しやすいが、自身の 仕事の範囲を超えた支援が難しいことが多い。訪問看護師としても手を差し 伸べたいが、適切な線引きが必要である。自らも子どもを持つ立場から、支援 者として情報発信することで支援を提供したいと考えている。

【松本委員】

自身も両親の介護や母の精神疾患のサポートをしながら、家族としての役割を果たしてきた経験から、ケアラーの存在について考えるようになった。現在は障がいのある孫もいますが、障がいのある子を抱えながらパート勤務をする娘は大変だと思う。地域の住民による障がいがある方々へのサポートの必要性を感じつつも、声を掛けることや申請手続きなどの壁があるため、見守る立場で心配している。

【後藤委員】

中学校までは義務教育であり、子どもが困っている場合や問題を抱えている場合のサインを見つけやすい場所である。また保護者も困難を抱えていることがあり、そのような状況で学校は慎重に情報を扱い、個人情報の取り扱いについて注意が必要である。支援を求めている場合は繋ぎやすいが、逆に支援を求めていない場合は繋ぎにくい。深掘りすることが信頼関係に影響を与え、個人情報の取り扱いに注意が必要である。また、学校は個人情報を警察など外部機関と共有しない方針があり、情報共有や連携は重要だと考えるが、個人情報の取り扱いについて慎重に考える必要があると感じている。

【青木会長】

学校は問題や困難を発見する立場であるが、情報発信や共有は難しい。情報の取り扱いについて慎重に考慮されるべきである。

【大川委員】

中学校では自分の状況を認識しやすくなり、家庭や環境の違いに気づくこともある。部活動で欠席が多い場合、子どもが話したがっている可能性がある。 中学校は3年間しかないため、早めに支援を受けることが重要だが、学校や 関係者と相談しながら進めることが望ましい。

【田中委員】

事業所は支援計画において、市や市民との連携や役割を理解し、事業者としてどのような行動を取るべきかを考える必要がある。具体的なケアラーに関する相談を受けた経験がないため、事業者の考えや行動について十分理解

する必要があると感じている。

認知症の母親を兄弟 3 人で介護しており、妹は介護休暇を取りながらデイサービスを利用して母親の面倒を見ている。実家に月 2~3 回通い、食事や薬、お金の管理を行っている。過去に父とおじの介護も行い、妻の介護の経験を活かして協力し、おじの介護を成功させた。ビジネスケアラーとしての役割を意識し、事業者の意見も参考にしながら、母親の介護に取り組んでいる。この会議の中で少し事業者の意見を聞きながら、発言していきたいと考えている。

【青木会長】

事業者の方からケアラーに関する相談を受けたことがないとのことで、情報 を御存知でないということか。

【田中委員】

小規模事業者では、従業員数が少ない場合が多く、人手不足が課題となっている。人材確保や維持のためには、適切なケアが必要であり、事業主もケアに着目する必要がある。特に 5 名以下の商業サービス業や 20 名以下の建設業などでこの課題が顕著である。今後はやはり事業主の方も着目してきちんとケアをしていくといったことが必要になってくると思う。

【興邊委員】

日本精工出身で、大手企業である日本精工では介護や育児休暇制度を整備している。年次有給休暇を時間単位で取得できるように改善し、労働者の介護や子育てへの対応を重視している。少子高齢化による労働人口の不足が企業の存続に影響を与えており、神奈川県内の企業でも生産危機が報じられている。働き手の介護や育児への時間投入が企業にとっても課題であり、企業の環境や労働力不足が深刻な問題となっている。

ビジネスケアラーについては、若手や若者のケアラーに直結する重要性を 認識しており、労働組合として企業と協力し、労働者の立場から意見を述べる 責務を感じている。労働組合が企業と共に課題解決に取り組むことで、効果 的な解決策が見出せると考えており、経験者の意見を参考にしながら進めて いきたい。

【深見委員】

ケアラーが自身の気持ちや困りごとに気づかず、困難がないと感じる場合がある。一方で、ケアラーが介入を受けずにバランスを保ちながら問題を解決している家庭も存在し、介入を望まない、形を変えたくないという気持ちもある。 今後の計画作成においては、ケアラーの心理に配慮した計画を立てるべきで あり、ケアラーの心情を大切にする必要があると考えられている。

また、福祉事業者側では、ビジネスケアラーの重要性を認識し、介護が必要な従業員への両立支援や雇用形態の柔軟性について検討している。特に中小企業への支援を計画に取り入れることが望ましく、復帰支援などにも注力している。ハローワークなどと連携し、職場復帰や仕事復帰を希望する人々のニーズを把握し、サポートすることが重要と考えられている。

福祉事業者や教育関係者などが最初にケアラーの存在に気づき、自身の職域を越えることや介入の度合いについて懸念することがある。そのため、支援者に対してケアラーの政策について周知することが重要であり、支援者への情報提供や周知がケアラー支援の成功につながると考える。

【樅山委員】

立場の重要性を強調し、ケアラーという抽象的な言葉を具体的な行動に落とし込むことが必要だと考えている。課題を整理した後、問題解決に向けての流れを作り出すことが重要であると感じている。

【青木会長】

情報提供の前に信頼関係の構築が重要であり、情報提供サービスのセールスだけでなく、相手の状況を理解し、個人情報保護に気を付けながら情報共有することが求められる。また、支援者は相手の心情や心理に寄り添いながら、情報共有を行う必要があるという意見もあった。

議題(3) その他

·事務連絡

【事務局】

事務連絡。次回会議について 7 月 1 日火曜日午前 10 時 30 分から本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室で開催を予定。

3 閉会

福祉部古郡部長のもと、閉会。

以上



協議会と計画について (第1回協議会のおさらい)





1 ケアラー支援協議会の協議事項について

【協議事項】

- ◆ ケアラー支援に係る計画及び施策に関すること
- ◆ ケアラー支援に資する<mark>多様な主体による支えあいの</mark> 地域づくりに関すること
- ◆ その他ケアラー支援について必要な事項
 - * 令和7年度は、主に(仮称)藤沢市ケアラー支援計画の 策定に向けた意見交換を予定しております。



2 計画策定に向けた協議会における委員の役割

- 1 ヤングケアラー、ビジネスケアラー、ダブルケアなど ケアラーの状況を共有するための情報提供
- 2 ケアラーが<u>地域生活を安心して継続</u>するための 「<mark>必要な支援</mark>」及び「<mark>地域づくり</mark>」に向けたご意見
- 3 委員の方々の母体である<u>組織の活動</u>について 効果的な連携に向けたご意見
- 4 委員や事務局からの提案について実施や実現に向けたご意見



3 計画の性格について

【性格】

- ◆ 条例の趣旨を踏まえると、市の事業を個々に詳述するものではなく、市、市民、事業者等の役割や行動の指針、支援に対する考え方を示すもの
 - ➤ 詳細な事業等の掲載を中心とするよりは、ケアラー 支援に関する<u>理念計画</u>の要素が強い
 - → 市の責務、市民等・事業者・関係機関・学校等の 役割を具体化することがポイント



4 各調査を通じて着目したい点

- (1)ヤングケアラーの共通項(藤沢市及び国調査)
 - ➤ ヤングケアラーが<u>ケアをしている相手</u>: 「きょうだい」及び「父母」
- (2)ケアの内容(藤沢市、国及び県調査)
 - ➤共通項:「家事」、「感情面のサポート(精神的介護)」
 - ➤ ヤングケアラー: きょうだいの世話(見守り、送迎、着替え)
- (3)ケアラーの困りごとや悩み(国及び県調査)
 - ➤ ケアラー全般として、「特にない」という回答が多いもものの「自分の時間が取れない」という回答が高い
 - ➤ 県調査においてケアラーの55.1%が悩みを抱えている



4 各調査を通じて着目したい点

- (4)中高生調査において「学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援」 (国調査)
 - ▶ 通信制高校生を除き「特にない」が約4割で最も高い
 - ▶「特にない」以外:「学校の勉強や受験勉強など学習サポート」 「自由に使える時間がほしい」
- (5)<u>中高生調査</u>において、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、「<u>世話について相談した経験の有無</u>」(国調査)
 - ▶ いずれの学校種でも相談した経験
 - * 「ある」が2~3割
 - * 「<mark>ない</mark>」が5~6割
 - ➤ なぜ相談しない(しなかったのか)→いずれの学校種でも
 - *「誰かに相談するほどの悩みではない」が高く
 - * 次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」



4 各調査を通じて着目したい点

- (6)ケアラーが必要とする支援(県調査)
 - ▶「ケアラーに役立つ情報の提供」: 40.8%
 - ▶ 「緊急時に利用できて被介護者の生活を変えないサービス」:26.7%
 - ▶「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」:24.0%
 - ▶ 「気軽に情報交換できる環境の紹介・提供」:22.4%
 - ➣「勤務しやすい柔軟な働き方」: 21. 7%
 - ▶「電話や訪問による相談体制の整備」:21.1%
- (7) (5)と(6)のから考えられる点
 - > (5)イ(イ)の「相談しても状況が変わるとは思わない」
 - > (6)アの「ケアラーに役立つ情報の提供」:40.8%
 - ➤ 上記の状況から、「<mark>どこに</mark>」「<mark>どのような</mark>」「<mark>有用な情報があるのか</mark>」を 周知することは重要

【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)

- 1 計画の概要
- (1)計画策定の趣旨・背景
- (2)計画の性格と位置づけ
 - ➤ 市・市民・事業者等が取り組むことを定めた理念的なもの
 - ➤ 他の計画・指針等との関係
- (3)計画の期間
 - ➤ 令和8年度~令和11年度
 - ➤ 令和12年度以降は地域福祉計画の中間見直し改定と合わせていく
- (4)ケアラーの定義
 - ➤ 条例から引用
- 2 ケアラーを取り巻く状況(国、県等の統計資料の活用)
 - ➤ 本市の高齢化状況
 - ➤ 要介護度別認定者の割合の推移と見通し
 - ➤ 少子化の進行状況(県データ)
 - ➤ 障がい者の状況(手帳の取得状況推移)
 - ➤ ひとり親家庭に関する状況
 - ➤ 生活保護推移
 - ➤ 各部署で実施している調査データ(があれば掲載)
- 3 計画の基本理念と施策の体系
- (1)計画の基本理念
- (2)施策の体系
 - ➤ 市の責務に関する事項
 - ➤ 市民等の役割に関する事項
 - ➤ 事業者の役割に関する事項
 - ➤ 関係機関の役割に関する事項
 - ➤ 学校等の役割に関する事項

- ➤ 広報及び普及啓発の促進など
- ➤ 施策の方向性
- 4 ケアラー支援に関する施策(事例)
 - ▶ 市で実施しているケアラー支援に資する施策や地域で展開されている取組

5 資料編

➤ 市の事業を掲載

以 上

市民等・事業者・関係機関・学校等の役割について

項目	内容	委員等	カテゴリごとの共通点
	私たち「絆会」は認知症の中でも65歳未満で発病された方々(ケアされる人)とその家族(ケアする人)の集まりです。発病のため経済的不安(特に金銭面)は計り知れず、将来的にもその不安は続き、ご本・ご家族にとっては重くのしかかっていきます。 私たち「絆会」はそのような経済的不安を少しでも解消できるように協力、助言、サポートしていくことが役割だと思っております。	伊草委員	
	「ヤングケアラー」「若者ケアラー」への理解と周知。 「ヤングケアラー」に関する講演会を行っている。 支援を必要とするケアラーの実態把握と見守り。	松本委員	「絆会」と「チャレンジ II 」は、ケアされる人とケアする人の支援を行っており、特に認知症の早期発症者やその家族に焦点を当てている。 「ヤングケアラー」「若者ケアラー」に対する理解と周知を行っており、講演会や日中活動支援などを通じて支援を提供している。
	チャレンジ II は相談支援事業所以外に「日中活動支援事業」で毎月1回ずつ当事者向けと家族向けの日中活動を定期的に行っています。 私はこの家族向け日中活動を昨年知り、参加するようになりました。チャレンジ II への相談は受傷した当事者本人よりもご家族からが多いそうです。以前と様子が変わってしまった家族に対して抱える不安な気持ちを受け止め、今後の見通しが立つように情報提供や、関係機関へつながるよう同行支援もしています。 年間を通じてフリートーク、勉強会、施設見学などがあり、その際は毎回アドバイザーとして藤沢市保健医療センターの理学療法士と神奈川県リハビリテーション病院の相談員の2人が参加し、専門的な立場から家族等の疑問点、心配な点についてお応えいただけることを心強くありがたく思います。	中澤委員	家族向けの支援活動や相談窓口を通じて、ケアラーの実態把握と見守りを行っている。 専門家や関係機関と連携し、専門的なサポートやアドバイスを提供している。 子どもや若者、ビジネスケアラー向けに適切な支援や居場所の提供を行っている。
	「子どもの立場の居場所」の提供。現役のヤングケアラー (18歳以下) の参加は難しいとは思いますが、 若者ケアラー及びビジネスケアラー向けには当会は適していいると思います。	樅山委員	

市民等・事業者・関係機関・学校等の役割について

項目	内容	委員等	カテゴリごとの共通点
	ケアマネ連絡会として「ケアする人もされる人も」支える立場であり、ケアラー支援について勉強会等で 更なる理解を深めていく必要がある。また毎年開催している介護の人イベントにおいて市民の方々に周 知していくこともできると思います。	長岡委員	様々な組織や団体がケアラー支援に取り組んでおり、ケアされる人とケアする人の両方を支える立場で活動している。 勉強会やイベントを通じてケアラー支援に関する理解を深め、市民や職員に周知する取り組みを行う。 社会資源の活用や専門家との連携を通じて、ケアラーの支援体制を充実させる。 家族向けの支援や相談窓口を提供し、ケアラーの実態把握と見守りを行う。 ケアラーが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでおり、地域全体での支援体制を構築する。
	基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。 雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がビジネスケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該従業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。	深見委員	
	選出母体の性質から考えれば、ビジネスケアラーとのかかわりが多くなるとは思います。介護休暇等使 える制度と利用できるサービスなど様々な社会資源を活用すること。	大西委員	
事業者の役割	障がい者相談支援事業では、相談者が家族の場合は、ほぼ例外なくその方は「ケアラー」であり、相談者が当事者の場合であってもその方自身が「ケアラー」であることもある。「ケア」が閉鎖的に行われていると、孤立や虐待の要因にもなるため、「ケアラー」が「ケア」を抱え込まないよう、物理的・精神的なフォローを行う役割が挙げられる。 ケアラー支援として求められることの中には、各種制度の狭間に埋もれてしまうものもあるため、社会資源の創出、分野を超えた家族支援などの仕組みづくりの役割がある。 同僚や同業者(福祉・医療従事者)でビジネスケアラーである方も多くいる。技術的に「ケア」が出来る故に「ケアラーである」という認識が薄い状況も散見するため、仕事として誰かを「ケア」している人たちに対しても、アンテナを張る役割がある。	山田委員	
	所属する法人や事業所に勤務している職員がケアラーとなっていないか?相談する窓口や、支援方法の検討。 訪問看護はご自宅に伺うので、潜在的なケアラーに出会う機会が多い。 SOSを出せずにいるケアラーを察知するアンテナを持ち、相談窓口を案内する。もし、支援を受けることに 抵抗がある場合であっても、孤立させずに継続的に見守り支援は行う。	大慈委員	
	CSW(コミュニティソーシャルワーカー)は、生活困窮自立支援法の相談員として、世代を問わずに、困りごとの解決に向けた相談支援を実施しています。そのなかで、国が掲げている断らない相談支援を方針に相談支援を実施することで、誰もが取り残されない地域・社会の実現に向けての取り組みにつながると思います。	北野委員	
	藤沢市精神障がい者地域生活連絡会は「精神障がい者が安心して地域で暮らせるまちづくりの推進を図ること」を目的としており、これは「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」第5条「ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めます」と共通。 精神障がいにより「ケアをされる人」「ケアをする人」となっているケースもあるため、今の活動が「ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり」につながっていく。	和田委員	

市民等・事業者・関係機関・学校等の役割について

項目	内容	委員等	カテゴリごとの共通点
関係機関の役割	事業者へのケアラー支援に関しての周知啓発を進め、事業者からのケアラーに関する相談に対応する。 労務相談については、社会保険労務士等の専門家による対応を図り、従業員本人やその家族がケアラー である場合には、就労との両立に関する支援策についての説明と、必要に応じて、市の担当窓口や関係機 関と情報共有を図り、地域全体での支援体制の一翼を担う。	田中委員	
	対象の児童が在籍する場合、まずは、児童の健康状態の把握、生活環境の状況の把握に努め、児童の支援及び保護者への支援を視野に入れ、SCや外部機関と連携する体制をつくり、支援していく。	後藤委員	
学校等の役割	学校としては、学校生活アンケート(年3回)、担任との二者面談等を通して、生徒の様子の把握に努める。ケアラーであることが確認できたら、本人の話をよく聞き、SC (スクールカウンセラー) や、子ども家庭センター等の他機関と連携しながら、生徒の学びの保障と家庭生活の安定、心の安定をサポートしていく。	大川委員	児童や生徒の健康状態や生活環境の把握を行い、支援や保護者へ のサポートを重視している。
	横浜市にある関東学院大学ですが、2022年度から藤沢市立の小学校において看護学部1年生の実習をさせて頂いております。教育現場における健康支援への理解や医療的ケア児への学校看護師のかかわりなどの為の、貴重な機会となっています。 大学における職業教育の役割としては、ケアラー支援の基本となる多様性への理解を深める教育に取り組む大切さがあると考えています。	青木委員	学校や大学、関係機関との連携を強化し、必要な支援やケアを提供する体制を整えることが重要である。
	学校において、支援を必要とするヤングケアラーからの相談に対して、関係機関と連携し、必要な支援を行う。	教育指導課	

ケアラー支援に資する活動などについて

項目	内容	委員等	カテゴリの共通点
	就労支援、障がい者手帳、障害年金の取得やサポート。 自立支援医療等の医療費助成の説明と取得の協力。 公共料金の割引、税金の控除等の説明とサポート。 今後の実施可能な支援としては、福祉タクシー利用助成(タクシー利用券の配布)を、横浜市で実施しているガソリンチケット(?)の配布との選択制にすること。	伊草委員	
	近隣小・中学校情報交換会等で情報を聞き取り担当課へつなぐ、見守りや支援などをする(民生委員は守秘義務があるので)。	松本委員	
市民等	チャレンジ II のケアラー支援に資する事業として、相談・普及啓発等の他にこの日中活動支援事業が果たす役割は大きいと思われます。 高次脳機能障がいのある方やその家族が集える場は、各市町村にある訳ではなく神奈川県内でも限られた地域にしかないそうです。「高次脳機能障がい」という言葉自体一般的ではなく、息子が発症したときもその言葉を知ったのはだいぶ後になってからでした。そのため、この障がいに対する理解が得られず、悩みを抱え込み孤独に感じている人は少なくないと思います。 チャレンジ II が主催する日中活動は家族で組織化して運営する「家族会」と異なり、役員を担ったり、会費と納めたりする必要もなく、自由に参加でき、困ったとき誰かと話したい時に参加できる緩い場であることが大切だと感じます。参加者は、何年も家族の介護をしている方、介護を始めて間もない方もいます。家族関係では、配偶者・親・子ども、年齢も様々、受傷原因も事故による脳外傷、脳卒中など、それぞれ状況は異なります。異なる状況の中、同じような体験から同じような思いをしている人同士だからこそ、他の参加者に伝えられる「言葉」があり、共感し合えるのだと感じます。こうした参加者相互のピアカウンセリングの場は長く介護を続けていく上でとても大切な場であると考えています。 息子が在宅のときにこのような場を知っていたら親子ともに世界が広がっていたと思われ、こうした場が地域に増えていくことを願っています。	中澤委員	地域社会で支援を必要とする人々や家族に対して、様々な支援やサービスが提供されている。 具体的には、福祉施設や各種団体が、就労支援や医療費助成、情報交換会、日中活動支援、家族会などを通じて、支援を行っている。 これらの活動は、地域のニーズに合わせて提供されており、参加者同士が支え合い、情報交換や共感を通じて助け合うことが可能となる。
	精神疾患(主に統合失調症)の親と向き合う子ども向けの家族会を展開することで、子どもの社会的孤立/共倒れを防止する。※9/20に藤沢市で会を開催予定。	樅山委員	

ケアラー支援に資する活動などについて

項目	内容	委員等	カテゴリの共通点
	ケアマネもヤングケアラー等の研修や勉強会の機会もあり、他ケアマネにも共通理解を深めていただくこともできるかと思います。	長岡委員	ケアラー (介護者支援者) 支援に焦点が当てられており、ケアマネージャーや関係者が研修や勉強会を通じて共通理解を深める取り組みが行われている。 フォーマルサービスの充実や多職種連携による支援が重要視されており、情報提供や共有、理解促進が行われている。 地域や行政との連携を強化し、ケアラー支援に対するニーズに応える取り組みが行われている。
	フォーマルサービスの充実が何よりのケアラー支援になる。障がい福祉サービスの場合、本来はケアを必要とする方のための利用計画を作成することを基本として求められる(本人の意思決定など)ため、ケアラーのために本人への支援を計画することは「本人不在」になりかねないので、どのように考えていけば良いかは考えていかなければならないとも思っています。情報提供や共有、理解促進を積極的におこなう。支援者がケアラー支援の視点を持てるように促す。ケアラー支援という共通項で話し合える場面を増やすこと。	深見委員	
	近年、いわゆるビジネスケアラーを支援することが多いです。また障がいのある子どもと親の介護等ダブルケアで疲れ切っている方の相談を受けることもあります。多職種連携による支援を実践しています。	大西委員	
	「ケアラー」という切り口で、その方を支える支援体制を構築すること。 「ケアラー」に関する一次相談(ワンストップ)を明確にして周知徹底すること。	山田委員	
事業者	訪問看護利用者本人のケアプランを見直すよう、ケアマネジャー様や地域包括、医療機関(地域相談室)に相談する。介護負担の軽減を図っている。今後も、継続していく。ケアラーが利用できるサービスを知り、情報提供や相談窓口に繋げる。気軽に看護師に相談できるコミュニティーカフェのような空間があると良い。子供食堂や図書館など、相談目的ではなく訪れた場所で、たまたま話しているうちに相談に繋がるというようなイメージ。看護師という理由だけで心を開いてもらええることも。人を看る専門職なので、何かお役にたてるのではないかと思う。スクールカウンセラーに相談しに行ける子はごく一部だと思う。一緒に遊んだり時間を過ごすことで話し出すこともあると思う。現実的には、なかなか難しいかもしれないが、ボランティアの一環として、看護師がもっとコミュニティーに参加できると良いと、個人的には思う。	大慈委員	
	相談支援を繰り返すなかで、ケアラー支援に対する「あったらいいな」の取り組みを行政・地域ともに創 造していく。	北野委員	
	令和5年1月19日(木)研修実施 「ケアラー・ヤングケアラーを支えるために〜精神疾患の家族を理解し、支援を考える〜」 主催 藤沢市、藤沢市社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会 共催 藤沢市精神障がい者地域支援連絡会 個々の業務において「ケアラー支援」が必要なケースに関わった際、連絡会にて作られた「顔の見える関係性」を活用し、必要な支援の提供につなげる。	和田委員	

ケアラー支援に資する活動などについて

項目	内容	委員等	カテゴリの共通点
関係機関	事業者へのケアラー支援に関しての周知啓発を進め、事業者からのケアラーに関する相談に対応する。 労務相談については、社会保険労務士等の専門家による対応を図り、従業員本人やその家族がケアラー である場合には、就労との両立に関する支援策についての説明と、必要に応じて、市の担当窓口や関係機 関と情報共有を図り、地域全体での支援体制の一翼を担う。	田中委員	事業者へのケアラー支援に関する周知啓発を行い、労務相談には社会保険労務士など専門家が対応する。従業員やその家族がケアラーである場合には、就労との両立に関する支援策を提供し、市の担当窓口や関係機関と情報共有を図り、地域全体での支援体制を構築する。
学校等	学校生活アンケートを実施しているが、そこから見えることもあるかもしれない。今後、必要に応じて、アンケートの内容を変更または、追加することはできると考える。しかし、学校は基本的に児童の支援となるため、保護者への支援は、外部機関と連携する必要があると考える。	後藤委員	学校生活アンケートや面談を通じて生徒や児童の状況を把握し、ケアラーであることが確認された場合には、適切な支援や連携を行う。 外部機関や団体と連携して情報共有し、ケアラー支援に関する知識や取り組みを共有し、より良い支援を考える場を提供している。
	学校としては、学校生活アンケート(年3回)、担任との二者面談等を通して、生徒の様子の把握に努める。ケアラーであることが確認できたら、本人の話をよく聞き、SC (スクールカウンセラー) や、子ども家庭センター等の他機関と連携しながら、生徒の学びの保障と家庭生活の安定、心の安定をサポートしていく。	大川委員	
	研修会や講演講師として支援ができます。このことにより、ケアラー支援に関する基本的な考え方などについて説明したり、実際に支援活動をされている様々な団体・個人の活動や課題を共有したりする中で、より良い支援を考えていくことができます。	青木委員	
	各学校の児童支援担当者や生徒指導担当者が集まる担当者会においてケアラー支援についての情報 発信。	教育指導課	



ケアを担う 子どもたち



~ヤングケアラーのことを知っていますか~

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

"本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者"のこと。 責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

*藤沢市では「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」に基づき、ヤングケアラーを18歳未満の者としています。



障がいや病気のあ る家族に代わり、 買い物・料理・掃除・ 洗濯などの家事を している



家族に代わり、幼 いきょうだいの世 話をしている



障がいや病気のあ るきょうだいの世 話や見守りをして いる



目を離せない家族 の見守りや声かけ などの気づかいを している



日本語が第一言語 でない家族や障が いのある家族のた めに通訳をしてい



家計を支えるため に労働をして、障 がいや病気のある 家族を助けている



アルコール・薬物・ ギャンブル問題を 抱える家族に対応 している



がん・難病・精神疾 患など慢性的な 病気の家族の看病 をしている



障がいや病気のあ る家族の身の回り の世話をしている



障がいや病気のあ る家族の入浴やト イレの介助をして いる

出典:こども家庭庁ウェブサイト(https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer)

生活に影響が出ることも

普段、大切な人をケアする子どもたちは、ケアを経験することによる学びもありますが、その反面、 負担が大きくなると、学校生活や、からだ・心の健康に影響が出ることもあります。



。 子どもの学校生活への主な影響 (2016年7月実施 藤沢市立学校教員を対象とした実態調査から)

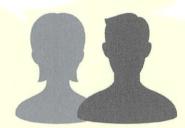
①欠席 ②学力がふるわない ③遅刻

自分がヤングケアラーと自覚している子どもは少ない

当事者(元当事者)の声

当時、もっと周りの 大人の理解や気づき があればよかった

家族のお手伝い をしているという 感覚だった



他の家のことを知らないので、どうして 自分だけが、とは 思わなかった

> 相談できる相手、 相談できる場が あればよかった

ポイントは周囲の気づき

ヤングケアラーへの早期対応のためには、様々な場面で大人が子どもの変化に気づき、必要があれば市や支援機関につなぐことが大切です。

もし周りに、ケアを担う子どもがいたとき、まずは状況を確認し、見守り、心配な様子があったときは、相談窓口へご相談ください。

ポイントの一例

- ▼ 家族の介護や付き添い、きょうだいの 世話・送迎などをしている姿を見かける
- ▼ 日本語の苦手な家族・聴覚障がいのある 家族などの通訳をしている
- ▽ 学校行事や部活動、子ども会など地域の 集まりに参加しなくなった
- ▼ 年上の家族をなだめたり、感情面の サポートをしているところを見かける
- ✓ 近ごろ、疲れている様子や精神的な不安 定さが見られる
- ▼ 市役所とのやり取りや書類の提出などを 行なっている

相談窓口



電話·窓口相談

(受付時間:いずれも土・日・祝休日・12/29~1/3を除く8:30~17:00)



藤沢市役所 こども家庭センター (市役所本庁舎3階「子どもの相談窓口」)

電話 0466-50-3569 FAX 0466-50-8428 メールアドレス fj-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp

かながわヤングケアラー等相談LINE

神奈川県による、SNS [LINE] で相談ができるサービスです。 予約不要・無料・匿名で相談ができます。



友だち追加は こちらから

【対象者】 神奈川県内に住んでいる主に子ども・若者世代のケアラー

【開設時間】 月·火·木·土曜日 14:00~21:00

※祝休日・12/29~1/3を除く



書と息子のダブルケアで苦渋の選択を

ケアラー: 夫 (60代)

息子は20代半ばで、重い知的障害(自閉症)を患っています。 幼少期より妻と二人で力を合わせて息子を育ててきましたが、 彼の介護も生活の一部と考えていたのでそれほど苦にはなり ませんでした。

しかし、5~6年ほど前から妻の様子がおかしくなったのです。 被害妄想的な発言をしたり、見えないものが見えたり、変な 臭いがすると言い出したり、物忘れがひどくなったり・・

受診を渋る妻をなんとか説き伏せて病院へ。診断は「若年性 認知症」でした。妻の病状の進行は凄まじく、約4年の間で 要介護度は1から3、そして最重度の5に。自営業の私は殆ど 出社ができなくなり、息子も最初の頃は変わりゆく妻を受け 入れられず荒れる日々でした。

悩んだ末、私は妻の特別養護老人ホームへの入所を決断しま した。今、息子も落ち着き、家庭内の負担は軽くなり、社員や 多くの方々の支えもあって、仕事に復帰できました。

私は、少しでも長生きをして妻を看取り、息子の将来につい ては成年後見制度を利用したいと考えております。

ゴールの見えない介護生活の中で

ケアラー: 娘 (50代)

ある年の大晦日の夕方、「お母さんが倒れたのですぐ帰って くるように」と父から1本の電話が。あれから10年、私は未だ にゴールの見えない介護の日々を過ごしています。

私の実家は日本海にある離島です。母に続いて父も介護が 必要になり、7年間毎月藤沢から実家に通いました。冬の日本 海を渡るのは過酷なもの。荒れ狂う波を見ながら、このまま 海に飛び込んだらラクになれるかな、と何度も思いました。 船酔いでフラフラになりながら島に上陸して、暗い雪道を歩い ていると自然と涙が流れました。

父が先立ち、母は私の家へ。しかし80代後半になって生活環 境を変えることは、母にとっても私にも大変なことです。私 は現在、母が週2回のデイサービスに行く時以外は、ゆっくり と外出することができません。

私の思い描いていた人生設計ではバリバリ働いているはずで した。このまま社会に埋むれたまま一生を終えるのではないか と思うと辛くなります。今私の望みは、時間を気にせず思い 切って外出したいこと、それにこの介護生活の中で私が頑張っ て生きている、ということを誰かに認めてもらいたいのです。

(協力・在宅介護者の会in藤沢)

相談窓口 一覧

藤沢市

地域福祉推進課・バックアップふじさわ (市役所本庁舎 2階/福祉の総合相談) 電話 0466-50-3533

高齢者支援課

(市役所本庁舎 2階/高齢者への介護や家族会に関する相談) 電話 0466-50-3523

こども家庭センター

(市役所本庁舎 3階/子ども・子育て・青少年に関する相談) 電話 0466-50-3569

学校教育相談センター

(市役所本庁舎 3階/学校生活についての相談など) 電話 0466-50-3550

藤沢市社会福祉協議会

バックアップふじさわ社協

(市役所分庁舎 1階/コミュニティソーシャルワーカー (CSW) による総合相談) 電話 0466-47-8131

ケアラー支援に関する条例が施行されました。

藤沢市では、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが 大切にされ、夢と希望をもって健康で文化的な自分らしい人生

を送ることができるよう、ケアラーに対する 支援に関する基本理念を定め、「ケアをされる 人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢 づくり条例」が 2025年(令和7年) 4月1日に 施行されました。





地域福祉推進課



「ケアラー」という言葉を

目や耳にされたことはありますか?

今、大切な人をケアしているあなたも

「ケアラー」かもしれません。



ケアラーとは?



ケアラーとは、「介護」「看病」「心や身体に不調のある方への気づかい」などケアの必要な家族や近親者・友人・知人などをケアしている方のことです。特に、学齢期のお子さんが大人と同じようなケアを担う場合には、ヤングケアラーと呼んでいます。

ケアをされている方の立場や背景は多岐に渡 り、そのケアの内容も広範囲で、個別性も高くなっ ています。

もしかして、ケアラー?

★当てはまるものがありますか?

- □ お年寄りや障がい、難病のある家族の介護や 看病をしている
- □ 精神疾患、ひきこもりなどで家族の看病・世話を したり、アルコールや薬物などの課題を抱える家族 の対応で疲弊したりしている
- □ 親や兄弟、祖父母等の介護・看病で勉強や友達と 遊ぶことに時間を使えない
- □ 子育てと親族の介護・看病、両方関わりたいのに、 それぞれの時間を十分にとれない
- □ 介護・看病と仕事を両立することができるのか、 今後の生活に不安がある
- □ 不登校、ひきこもりなどのことで不安や悩みがある
- □ 親族のひきこもりの状態が長期化し、対応に苦慮している 働いていない家族がおり、隣や近所の目が気になる 誰にも相談できない



1つでもチェックがあれば、 ご自分で気づいていなくて も、「ケアラー」と言います。



ケアラーの現状

2010年の日本ケアラー連盟の調査ではおおむね5 世帯に1世帯はケアラーがいることがわかりました。 また、ケアラーの方の生活実態や思いを聞く中で、問題を抱えながら懸命に介護に取り組むあ

まり、たとえ心身の健康を損なったとして も、なかなかご自身のケアまで気が回 らない現状がみえています。

気づかれにくい・気づきにくい ケアラーの思い

ケアラーの方が置かれている状況は 本当にさまざまです。

「どうせ他人に話してもわかってもらえない」 「ケアしている相手は大切な人とわかっているのに、 自分の気持ちが添えない」

そんな気持ちを抱える中で孤立しがちになります。

また、ケアをすることが日常的で当然と思っている と、自身に負担がかかっていることなどに客観的に気 づくのが難しくなってきます。

「ケアラーのあなたを支えたい」

大切な人の介護や看病等に多くの時間を使う中で 自分の時間が持てなかったり、仕事や学業にも影響が 出たり・・・ケアを行う方の世代も子どもから高齢者 までとさまざまになってきている中で、ケアラーは大切 な人を支える立場であると同時に、自身も誰かの支援 (ケア)が必要になる時があります。

地域で「ケアラー」の方自身も心身の健康を保ち自分 らしく暮らせるよう、藤沢市では「誰もが」安心して 暮らし続けることができるまちをめざしています。

ケアラーのみなさんへ

今、あなたは大切な人をケアする立場にあるかと思いますが、あなたは「ケアをする人」だけでなく、あなた自身も「ケアを必要とする大切なひとり」です。

ちょっと肩の力を抜いて立ち止まり、まずご自身の 心と体の状態を振り返ってみませんか?

セルフチェック



- □ 眠れていますか?
- □ 食欲はありますか?食事はおいしいと感じますか?
- □ 今まで楽しめていたことは、今も楽しいですか?

一生懸命な状態が続いていると、精神的な疲労が 続いていることに気づきにくい場合もあります。 ぜひ、次のチェックサイトもご活用ください。



ストレス度・落ち込み度などのチェックができます!

■スマートフォンはこちら→



●パソコンはこちら↓

https://fishbowlindex.jp/fujisawa/

★自分の気持ちを誰かに話せていますか?

誰かに話すことで自分自身の気持ちに気づいたり、客観的に振り返れたりすることがあります。ぜひ、藤沢市の相談窓口をご活用ください。



また、藤沢市にはケアラーの家族会などもありますので、悩みや不安をわかちあう場として参加してみてはいかがでしょうか。

相談窓口や家族会などの詳細は、裏面の「相談窓口 一覧」をご覧ください。

- 参照文献 —

一般社団法人 日本ケアラー連盟「ケアラー手帳」 神奈川県精神保健福祉センター 「わたしのこころサポートミニハンドブック」